

しおやクリーンセンター
消防用感知器更新

仕様書

令和4年7月

塩谷広域行政組合

1 目的 塩谷広域行政組合処理棟に設置されている自動火災感知器の取り替えを行い、感知性能の保持を図る。

2 修繕名 しおやクリーンセンター消防用感知器更新

3 修繕場所 栃木県矢板市安沢3622番地1
しおやクリーンセンター

4 修繕期間 契約日から令和4年10月31日

5 修繕内容

下表の感知器を別紙図面のとおり交換を行う。

名称	仕様	数量	単位	備考
光電式スポット型煙感知器	2種 FDK246	2	個	能美防災(株)
差動式スポット型感知器	2種 FDPJ206-R	30	個	能美防災(株)

※既設感知器の処分も同時に実施すること。

6 実施日

原則として平日に実施するが、施設の稼働に支障が出る場合は土日等に実施することとし、実施日については、組合と協議のうえ決定する。

7 主任技術者

受注者は、主任技術者をもって秩序正しく当該修繕を行わせると共に、当該修繕に係る相当の経験を有する技術者を配置し、施工の全般にわたり技術的監理を行うこと。

8 消防法等に基づく各種届出

消防法第17条の14に基づく「工事整備対象設備等着工届」、消防法第17条の3の2に基づく「消防用設備等設置届」及び塩谷広域行政組合火災予防条例第43条に基づく「防火対象物使用開始（変更）届出書」を作成及び関係機関への届出を行うこととし、その費用は見積りに含める。

9 提出書類

「7 消防法等に基づく各種届出」以外の書類の提出物は下記のとおりとし、当組合へ提出すること。

(1) 着手時（いずれも任意様式）

① 着手届

② 工程表

③ 主任技術者届

④ 使用材料確認書

(2) 完了時

① 完了届

② 引渡し通知書

③ 報告書

- ・ 修繕概要
- ・ 実施工程表
- ・ 施工写真
- ・ その他必要な書類

10 検査

受注者は、当該修繕の完了後10日以内に成果品の検査を受けなければならない。検査時点で受注者の帰すべき理由により補修が必要な箇所が指摘された場合は、受注者は速やかに補修等の措置を行うものとし、これに要した費用は受注者の負担とする。

なお、修繕期間内の検査とし、目的物の引渡しは修繕期間内に行うこととする。

11 秘密の保持等

- (1) この業務の履行に関して知り得た秘密は漏らしてはならない。
- (2) 発注者の承諾なく、この業務を行う上で得られた仕様書等（委託業務を行う上で得られた記録等を含む。）を第三者に閲覧させ又は譲渡してはならない。

12 その他

この仕様書に定めのない特別の事項が生じた場合には、その都度発注者と受注者が協議して定める。